

## 社会福祉法人長野南福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野南福社会定款（以下、「定款」という。）に定める役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員及び評議員には費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### (兼務する役員)

第4条 役員が所長等に就任している場合は、社会福祉法人長野南福社会職員給与規程又は同非常勤職員等就業規則の規定を適用する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月25日から一部改正し施行する。

この規程は、平成23年3月24日から一部改正し施行する。

この規程は、平成25年5月27日から一部改正し施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成29年6月20日から一部改正し施行する。